

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2011

課題番号：20530034

研究課題名（和文）

東アジアにおける市場開放と市場経済化にともなう法的諸問題の研究

研究課題名（英文）

Legal issues relating to the market opening and market economy reforms in East Asia

研究代表者

川島 富士雄 (Kawashima Fujio)

名古屋大学・大学院国際開発研究科・教授

研究者番号：80234061

研究成果の概要（和文）：

本研究は、世界貿易機関（WTO）に加盟した東アジア諸国、特に中国、カンボジア及びベトナムにおける WTO 上の義務・約束の履行状況（市場開放）と市場経済化・競争促進に向けた国内法整備状況（市場経済化）の双方を同時並行的に検討し、両者の相克・連動といった相互作用を明らかにすることで、グローバル経済時代における「市場」をめぐる国内法及び国際法的諸問題の相互関係を解明することを目的とするものである。3 カ国のうちカンボジアとベトナムにおける競争法は未制定又は運用が活発でないため研究の主な対象となり得なかったが、2008年8月より施行された中国独占禁止法の運用状況（民事訴訟を含む。）及びその課題をつぶさに把握し、かつ、表面的に現れてくる法執行現象の背景を明らかにすることに成功したほか、これらを国際经济法上の法現象を合わせて研究することで、「国家資本主義」又は「国家積極主義」とも批判的に描写される中国の政府と市場の関係、とりわけ国有企業等に対する優遇策に対する法的規律という今後の研究において重要となる視点を抽出することに成功した。本研究の具体的な成果として、8本の論文、6回の学会発表及び2冊の共著がある。

研究成果の概要（英文）：

This research is originally aimed at understanding the mutual relationship (conflicts and connection) between domestic and international law issues relating to “market” in the era of the globalized economy, through parallel examining both the implementation process of WTO obligations and commitments (market opening) of recently acceded WTO members in East Asia, especially China, Cambodia and Vietnam as well as domestic legal reforms toward market economy and promoting competition (market economy reforms) in these countries. Among the three countries above, competition laws in Cambodia and Vietnam are not yet enacted or not so actively enforced and therefore cannot be the main research target during the research period. However, this research succeeded in grasping the details of the enforcement (including civil litigation) of Chinese Antimonopoly Law which entered into force in August 2008 and uncovering the background behind the phenomenon on the surface of the enforcement. Furthermore, by connecting the research above with those on the legal phenomenon in the international economic law arena, it is also successful in constructing the viewpoint of legal disciplines on the relationship between government and market in China, especially preferential treatment granted to state-owned enterprises in China, which is now critically described as “State Capitalism” or “State Activism” The constructed viewpoint turned out to be very essential in continuing the research in the future. The concrete achievement of this research includes eight articles, six presentations in academic conferences and two co-authored books.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：国際法学・国際経済法

キーワード：中国、独占禁止法、WTO、東アジア、市場経済化、市場開放、国際経済法、競争法

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、従来、多くの WTO 紛争解決事例の研究、WTO 紛争解決手続の司法化の作用、同活用実績、同勧告の履行過程・メカニズムに関する研究、市場統合と貿易救済制度をめぐる法的諸問題に関する研究、独占禁止法関連研究を行ってきた。他方、科学研究費補助金・若手研究 (B) 「WTO 加盟後の中国における市場開放と市場経済化にともなう法的諸問題の研究」(平成 16～18 年度) 等を受け、中国の WTO 加盟条件、WTO 法履行状況及び競争法制定に向けた動向も調査・研究してきた。特に、中国が、改革開放政策の堅持と経済成長継続という長期的国家目標の達成の双方に資するが故に、対内的にも対外的にも、WTO の多国間枠組みを重視し、かつその義務を遵守する強い姿勢を示してきたこと、中国が WTO 協定の直接適用を否定しつつも、WTO 義務を履行するため積極的に法整備を進めている状況をたどり、中央政府でも商務部と司法部門が義務遵守の強い姿勢を示している一方で、中央政府の産業政策部門、特に国家発展改革委員会及び地方政府が必ずしも WTO 義務の履行に積極的でないこと、及び中国が、2005～2006 年、WTO 加盟後の国内市場での外資のプレゼンス増加を受け、外資の経済力・市場支配的地位の濫用を牽制する手段として競争法の制定を急いだこと等、を明らかにしてきた。この一連の研究成果により、加盟後 5 年間で中国が WTO 義務履行を積極的に進めたものの産業政策官庁や地方政府の法運用に大きな課題を残していること、同 5 年間で中国における WTO 体制に対する利害意識が大きく変化しつつあること、急速な市場開放が、結果として、市場経済化促進策としてよりも、むしろ開放衝撃緩和策としての競争法の役割への大きな期待を生んだこと等が明らかになった。今後は、この研究を中国に関しさらに継続・発展させるとともに、より視野を広げ、そこから得られた視座 (WTO に対する遵守姿勢の変化の可能性、市場開放と市場経済化の相克と連動) を他の東アジア

における WTO 新規加盟国、特にカンボジア、ベトナムの状況把握に应用可能なのか、あるいは異なる視座を発展させる必要があるのか、という観点で研究を発展させる必要があると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究は、世界貿易機関 (WTO) に加盟した東アジア諸国、特に中国、カンボジア及びベトナムにおける WTO 上の義務・約束の履行状況 (市場開放) と市場経済化・競争促進に向けた国内法整備状況 (市場経済化) の双方を同時並行的に検討し、両者の相克・連動といった相互作用を明らかにすることで、グローバル経済時代における「市場」をめぐる国内法及び国際法的諸問題の相互関係を解明することを目的とする。具体的には、第 1 に、中国、カンボジア及びベトナムにおける市場開放を中心とした WTO 義務履行のための法整備状況、第 2 に、三か国の WTO 紛争解決手続参加状況の把握、第 3 に、第 1・第 2 を土台とした各国の国際法遵守姿勢と国内実施方法の把握、第 4 に、各国における競争法の制定・運用状況と背景の把握、第 5 に、市場開放と競争法関連状況の相互作用の有無とその内容の解明、を行う。

3. 研究の方法

文献及び事例の収集及び分析とともに、現地 (中国天津及び北京 2008 年 9 月、スイス・ジュネーブ 2009 年 2 月、中国北京 2009 年 3 月、中国北京 2010 年 3 月、中国北京 2011 年 3 月、中国成都 2012 年 3 月) での学術交流及び聞き取り調査を実施した。

4. 研究成果

本研究の初年度である平成 20 年度は、中国独占禁止法 (以下「中国独禁法」という。) が 8 月に施行されたため、同法の動向を中心に研究を進めた。北京における同法執行機関担当官及び研究者に対する 2 回にわた

る聞き取り調査の成果として、公正取引委員会競争政策研究センター公開セミナー講演（後掲5〔学会発表〕⑥）、国際商事法務研究所及び公正取引協会における企業実務家向け講演（2009年1月）、中国人民大学での講演（後掲5〔学会発表〕⑤）を行ったほか、中国独禁法に関する論文を公表した（後掲5〔雑誌論文〕⑧及び⑥の一部）。また、公正取引委員会＝国際協力機構（JICA）主催の中国競争当局職員向け技術研修に講師として参加し、社会貢献も行った（2008年11月及び2009年2月）。以上により、中国独禁法が三機関により分担される複雑な執行形態をとるほか、その分担執行の結果、実施規定等の起草が大幅に遅れていること、違法行為に対する訴訟や申告の形で私人が同法を活発に用いている状況等を明らかにすることができた。さらに、2009年2月には、ジュネーブ出張を行い、東アジア諸国の新規WTO加盟国（中国、台湾及びベトナム）のジュネーブ代表部、WTO事務局ルール部、開発部、加盟部および上級委員会事務局等を訪問し、これらの国のWTOドーハラウンド交渉及び紛争解決手続への参加状況を中心に把握することができた。また、同年3月には、中国が被申立国となったWTO紛争の評釈を公表した（後掲5〔雑誌論文〕⑦）。

平成21年度も、中国独禁法の運用動向を中心としつつも、さらに中国WTO加盟後の動向及び経済体制移行にともなう米中貿易摩擦についても研究を進めた。その成果として、中国独占禁止法に関する論文（後掲5〔雑誌論文〕⑥の一部）及び中国WTO加盟及び加盟後のWTO対応とその変化に関する論文（後掲5〔図書〕②）を公表した。2009年8月、ホーチミン市法科大学国際シンポジウムにおいて、中国による補助金及びそれに対する米国を中心とする相殺関税措置に関する講演を行ったほか（後掲5〔学会発表〕④）、本報告に基づき同〔図書〕①も公表）、公正取引委員会＝国際協力機構（JICA）主催の中国競争当局職員向け技術研修（2009年8月）に講師として参加し、社会貢献も行った。2010年2月、関西経済法研究会において中国独禁法に関する研究報告を行った（後掲5〔学会発表〕③）。また、同年3月、中国・北京を訪問し、中国独禁法執行機関担当官、研究者及び実務家に対し聞き取り調査を行った。

以上により、中国独禁法が企業結合規制において活発に運用されている一方で、施行直後の多くの申告にもかかわらずカルテル及び市場支配的地位の濫用規制において、いまだ事例が一件も公表されていない実態が明らかとなった。企業結合規制審査は1年半程で急速に日欧米のそれとそん色ない

水準にまで達しつつあるが、「競争の排除又は制限」という中核的概念が「競争者の排除」の意味で運用されている事例も見られる、国有企業間の企業結合について実質的に規制の抜け穴が生じている等の課題も指摘できる。また、違法行為に対する民事訴訟においては、2009年末までに原告敗訴判決が数件下され、私人が市場画定や市場支配的地位の立証において困難に直面している現状も明確となった。

平成22年度も、中国独禁法の運用動向を中心としつつも、中国を取り巻くWTO紛争についても研究を進めた。その成果として、2010年5～6月、公正取引協会、国際商事法務研究所等にて企業実務家向けに「中国独占禁止法—企業結合規制事例と民事判例の分析—」と題する講演を行ったほか、2010年10月には、アジア国際法学会日本協会国際法研究者・実務家勉強会にて中国をめぐる国際貿易紛争に関する講演を行った（後掲5〔学会発表〕②）。また、2011年3月には、中国による鉱物資源の輸出制限のWTO法適合性を分析した論文及び中国による出版物等の貿易権制限に関するWTO紛争の評釈を1本ずつ公表した（後掲5〔雑誌論文〕⑤及び④）。さらに、2011年3月、中国・北京を訪問し、中国独禁法執行機関担当官、研究者及び実務家に対し聞き取り調査を行った。この結果、中国独占禁止法はこれまで企業結合審査のみが活発であったが、徐々にカルテル及び市場支配的地位の濫用の事例が現れてきたこと、並びに独禁民事訴訟に関する司法解釈起草状況が明らかとなった。

平成23年度は、中国独禁法の運用動向及び中国における政府と市場の関係をめぐるWTO紛争を含む国際経済法上の現象についても研究を進めた。その成果として、2011年6月、中国独禁法に関する論文（後掲5〔雑誌論文〕③）及び中国による補助金供与及びそれをめぐる国際紛争に関する論文（後掲5〔雑誌論文〕②）、同年12月、WTO加盟後10年を経た中国における法制度に関する論文（後掲5〔雑誌論文〕①）を、それぞれ公表した。また、同年10月、日本国際経済法学会20周年記念大会にて、共通論題報告「中国における市場と政府をめぐる国際経済法上の法現象と課題」（後掲5〔学会発表〕①）を、2012年1月、キャノングローバル戦略研究所・中国研究会において研究報告「中国における『市場と政府』をめぐる米国等の認識と国際経済法上の法現象」を、2012年2月及び3月、公正取引協会外国競争法研究会、同月例懇親会及び国際商事法研究会国際通商法研究会において、中国独禁法の最新動向に関する講演をそれぞれ行った。

さらに、2011年3月、中国・成都を訪問し、成都市工商行政管理局及び物価局の担当官及び西南財経大学法学院の研究者に対し中国独占禁止法の運用動向に関する聞き取り調査を行い、かつ、この4年間の研究成果の報告として同法学院において「中国独占禁止法の立法過程と施行後の発展—日本独占禁止法の観点から—」と題する講演を行った。

この結果、中国独占禁止法は施行当初、企業結合規制のみが活発であったところ、徐々にカルテル及び市場支配的地位の濫用の規制事例が現れてきたことが明らかとなったほか、中国における「国家資本主義」とも称される政府の市場への積極的関与が経済摩擦を生んでおり、国際経済法上の重要な課題を突きつけている現状が明らかとなった。これらの成果は、研究代表者の個人ブログで適時に公表しているほか、現在、『中国独占禁止法』と題する書籍の準備を進めているところである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

- ① 川島富士雄、中国独占禁止法—施行後3年の法執行の概観と今後の展望—、公正取引、査読無、招待論文、728号、2011、2-10頁
- ② 川島富士雄、中国による補助金供与の特徴と実務的課題—米中間紛争を素材に—、独立行政法人経済産業研究所ディスカッションエーパー、査読有、11-J-067、2011、1-46頁
- ③ 川島富士雄、WTO加盟後10年を経た中国における法制度及び事業環境—グローバル・スタンダードと中国的特色ある制度の衝突?—、組織科学、組織学会誌、査読無、招待論文、45巻2号、2011、16-27頁
- ④ 川島富士雄、【WTOパネル・上級委員会報告書解説③】中国—出版物等の貿易権及び流通サービスに関する措置(WT/DS363/R、WT/DS363/AB/R)—非GATT規定違反のGATT20条正当化の可否を中心に—、独立行政法人経済産業研究所ポリシーディスカッションエーパー、査読有、11-P-013、2011、1-38頁
- ⑤ 川島富士雄、中国による鉱物資源の輸出制限と日本の対応、ジュリスト、査読無、招待論文、1418号、2011、37-43頁
- ⑥ 川島富士雄、中国独占禁止法～執行体制・実施規定・具体的事例～(上)(中)(下)、国際商事法務、査読無、招待論文、37巻3号、2009、359-368頁、同6号、

2009、790-795頁、同7号、2009、947-955頁

- ⑦ 川島富士雄、中国の自動車部品の輸入に関する措置、経済産業省、WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書、査読無、XIX号、2009、203-225頁
- ⑧ 川島富士雄、中国独占禁止法の執行体制と施行後の動向、公正取引、査読無、招待論文、700号、2009、12-19頁

[学会発表] (計6件)

- ① 川島富士雄、中国における市場と政府をめぐる国際経済法上の法現象と課題—自由市場国と国家資本主義国の衝突?—、日本国際経済法学会20周年記念研究大会共通論題報告、招待講演、2011年10月30日、学習院大学、東京
- ② 川島富士雄、中国を取り巻く貿易紛争の法的分析—「為替操作」と鉱物資源輸出制限のWTO適合性—、アジア国際法学会日本協会国際法研究者・実務家勉強会、招待講演、2010年10月22日、長島・大野・常松法律事務所、東京
- ③ 川島富士雄、中国独占禁止法施行後1年半の運用—企業結合規制事例を中心に—、関西経済法研究会報告、招待講演、2010年2月6日、公正取引委員会近畿中国四国事務所、大阪
- ④ Fujio Kawashima, Subsidies Granted by China and Application of Countervailing Duties: Lessons for Vietnam, International Conference: Investment Incentives and WTO Subsidy Disputes: Experience of Japan and the United States of America, August 8, 2009, Ho Chi Minh City University of Law, Ho Chi Minh City, Vietnam
- ⑤ 川島富士雄、日本独占禁止法の概要と最近の動向および中国への示唆、中国人民大学法学院第2回反壟断法実施研討会、招待講演、2009年3月9日、中国人民大学、中国北京
- ⑥ 川島富士雄、中国独占禁止法の執行体制と施行状況、公正取引委員会競争政策研究センター公開セミナー、招待講演、2008年10月10日、公正取引委員会、東京

[図書] (計2件)

- ① Ho Chi Minh City University of Law ed., Bui Xuan Hai, Vu Nhu Thang, David A. Gantz, Nguyen Quynh Nga, Matsumoto Ken, Kawashima Fujio, Nguyen Phuc Thuy Hien, Mai Hong Quy, VHS, Ho Chi Minh, Investment Incentives and Subsidy: Experience for Vietnam, 2010, total 306 pages, pp. 243-266.

- ② 大矢根聡編、浅野亮、川島富士雄、土屋大洋、竹中千春、伊藤融、磯崎典世、永井史男、岡本次郎、勝間田弘共著、有信堂高文社、東アジアの国際関係—多国間主義の地平、2009、全 262 頁（執筆担当 47 - 71 頁）

〔その他〕

ホームページ等

<http://www2.gsid.nagoya-u.ac.jp/blog/fkawa/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川島富士雄 (Kawashima Fujio)
名古屋大学・国際開発研究科・教授
研究者番号：80234061

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし